

27農振第2174号
平成28年4月1日

全国土地改良事業団体連合会会長 殿

農林水産省農村振興局長



耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領の一部改正について

このことについて、「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領」（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知願います。

なお、「被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要領」（平成23年11月21日付け23農振第1924号農林水産省農村振興局長通知）及び「耕作放棄地再生利用緊急対策の適切な実施について」（平成27年9月16日付け27農振第1314号農林水産省農村振興局長通知）は廃止する。

また、都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区にこの旨通知するとともに、本事業への協力につき特段の御配慮をお願いします。

○ 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 実施の手続 1 都道府県協議会関係 (1) 要綱第6の1(1)の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。 ア 都道府県協議会長は、次に掲げる項目を内容とする再生利用推進計画を作成し、参考様式第7号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。なお、添付様式7の事業計画については、毎年度実施状況を点検し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。 a 都道府県の地域区分別の農業・<u>荒廃農地</u>の現状、課題等を踏まえた<u>荒廃農地</u>再生利用の方向性 b (略) c 地域協議会に対する指導・助言、<u>荒廃農地</u>再生利用のための検討開催、制度・施策の啓発・普及等の計画 d・e (略) イ 都道府県協議会長は、次に掲げる項目を内容とする業務方法書を作成し、参考様式第7号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。 a (略) b 要綱第2の2の耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）の管理方法 c～e (略) ウ～オ (略)</p>	<p>第2 実施の手続 1 都道府県協議会関係 (1) 要綱第6の1(1)の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。 ア 都道府県協議会長は、次に掲げる項目を内容とする再生利用推進計画を作成し、参考様式第7号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。なお、添付様式7の事業計画については、毎年度実施状況を点検し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。 a 都道府県の地域区分別の農業・<u>耕作放棄地</u>の現状、課題等を踏まえた<u>耕作放棄地</u>再生利用の方向性 b (略) c 地域協議会に対する指導・助言、<u>耕作放棄地</u>再生利用のための検討開催、制度・施策の啓発・普及等の計画 d・e (略) イ 都道府県協議会長は、次に掲げる項目を内容とする業務方法書を作成し、参考様式第7号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。 a (略) b 要綱第2の1の耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）の管理方法 c～e (略) ウ～オ (略)</p>
<p>2 地域協議会関係 要綱第6の2の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。 (1) (略) ア・イ (略) ウ 要綱別紙1第1の1及び要綱別紙2第1の1の取組の主体及び費用・労力の負担区分 エ 要綱別紙1第1の2及び要綱別紙2第1の2の施設等補完整備を行う</p>	<p>2 地域協議会関係 要綱第6の2の規定に基づく手続は、次に定めるとおりに行うものとする。 (1) (略) ア・イ (略) ウ 要綱別紙1第1の1の取組の主体及び費用・労力の負担区分 エ 要綱別紙1第1の2の施設等補完整備を行う場合は、その目的、概</p>

う場合は、その目的、概要、取組主体、事業費、負担区分、管理主体等

(2) (略)
3～7 (略)

第4 再生利用交付金

1 事業の内容

(1) 要綱別紙1第1の1(1)の「貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者」とは、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によって、再生作業後当該農地において5年間に耕作する農業者又は農業者等の組織する団体等とする。農地中間管理機構が事業を実施する場合は、「貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者」を確保しているものとみなす。

ただし、当該農地において、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙14の1の戦略作物助成及び二毛作助成の要件を満たす戦略作物又は同別紙16の2の産地交付金による助成内容の設定により当該地域において産地交付金の対象と設定された作物のいづれかを再生作業後当該農地において5年間に生産する場合には、当該農地の所有者もこれに該当するものとする。

また、要綱別紙2第1の1(1)の「貸借や農地所有適格法人による雇用、農業体験施設での農作業等により東日本大震災の被災農業者等が当該農地を長期間にわたって耕作する環境」とは、被災農業者等又は被災農業者等を雇用し若しくは被災農業者等に栽培管理等を委託する農地所有適格法人等が、自ら有する所有権、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によって、再生作業後当該農地において5年間に耕作する環境を整えている場合等とする。

(2) 要綱別紙1第1の1(3)及び要綱別紙2第1の1(3)の「営農定着」については、当該農地に作付けする作物が主食用米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ、そば、なたねである場合、当該農地が経営所得安定対策等実施要綱別紙2の米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当する場合は、当該農地を要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」として活用する場合は、支援の対象とならない。

要、取組主体、事業費、負担区分、管理主体等

(2) (略)
3～7 (略)

第4 再生利用交付金

1 事業の内容

(1) 要綱別紙1第1の1(1)の「貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者」とは、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等によって、再生作業後当該農地において5年間に耕作する農業者又は農業者等の組織する団体等とする。農地中間管理機構が事業を実施する場合は、「貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者」を確保しているものとみなす。

ただし、当該農地において、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙14の1の戦略作物助成及び二毛作助成の要件を満たす戦略作物又は同別紙16の2の産地交付金による助成内容の設定により当該地域において産地交付金の対象と設定された作物のいづれかを再生作業後当該農地において5年間に生産する場合には、当該農地の所有者もこれに該当するものとする。

(2) 要綱別紙1第1の1(3)の「営農定着」については、当該農地に作付けする作物が主食用米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ、そば、なたねである場合、当該農地が経営所得安定対策等実施要綱別紙2の米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当する場合は、当該農地を要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」として活用する場合は、支援の対象とならない。

(3) 要綱別紙1第1の1(4)の「実証ほ場の設置・運営」に取り組む場合には、実証により得られた知見を活用するため、実証ほ場の成果を確実に取りまとめ、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(4) (略)

(5) 要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」は、要綱別紙1第2の1(1)と同様の状態にあった農地について自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した上で、当該農地を要綱別紙1第1の1又は要綱別紙2第1の1の取組に附帯せず単独で整備する場合も支援の対象とすることができるものとする。

(6) ~ (9) (略)

(10) 要綱別紙1第1の3及び要綱別紙2第1の3の再生利用活動附帯事業の事業の内容については、別記のとおりとする。

2 対象農地 (削る。)

(1) 要綱別紙1第2の1(1)の「一定以上の労力と費用を必要とする」とは、再生作業に要する標準的な労力と費用が10アール当たり100,000円以上、要綱別紙2第2の1の対象農地にあつては10アール当たり50,000円以上に相当する程度となるものとする。

(2) 要綱別紙1第2の1(2)の「再生作業がなされたことの確認」は、当該再生作業に要する標準的な労力と費用が10アール当たり100,000円以上、要綱別紙2第2の1の対象農地にあつては10アール当たり50,000円以上に相当する程度となることを、文書その他の記録により、地域協議会長が確認するものとする。

(3) 要綱別紙1第1の1及び要綱別紙2第1の1の取組に附帯して行う施設等補完整備の取組の対象が要綱別紙1第1の2の「農業用施設・機械」である場合には、要綱別紙1第2の2及び要綱別紙2第2の2の「その周辺の農地」は、状況調査要領7の①の区分に該当する状態から自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した農地に限る。

(新設)

(3) (略)

(4) 要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」は、要綱別紙1第2の1(1)と同様の状態にあった農地について自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した上で、当該農地を要綱別紙1第1の1の取組に附帯せず単独で整備する場合も支援の対象とすることができるものとする。

(5) ~ (8) (略)

(9) 要綱別紙1第1の3の再生利用活動附帯事業の事業の内容については、別記のとおりとする。

2 対象農地

(1) 要綱別紙1第1の1(1)の支援の対象としようとする農地が、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。以下「状況調査要領」という。)7の区分が未了の場合は、地域協議会の会員である市町村・農業委員会は、状況調査要領8のフローチャートの一環として調査表の更新を行うものとする。

(2) 要綱別紙1第2の1(1)の「一定以上の労力と費用を必要とする」とは、再生作業に要する標準的な労力と費用が10アール当たり100,000円以上に相当する程度となるものとする。

(3) 要綱別紙1第2の1(2)の「再生作業がなされたことの確認」は、当該再生作業に要する標準的な労力と費用が10アール当たり100,000円以上に相当する程度となることを、文書その他の記録により、地域協議会長が確認するものとする。

(4) 要綱別紙1第1の1の取組に附帯して行う施設等補完整備の取組の対象が同2の「農業用施設・機械」である場合には、同2の2の「その周辺の農地」は、状況調査要領7の①の区分に該当する状態から自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した農地に限る。

<p>3 事業の仕組み (1) (略) (2) 再生利用交付金の管理・運用 ア (略) イ 地域協議会 地域協議会は、都道府県協議会から交付される再生利用交付金を、基金によるものと助成金によるものと区分するとともに、要綱別紙1第1の1(再生利用活動)と同第1の2(施設等補完整備)と同第1の3(再生利用活動附帯事業)とに区分した上で、他の事業と区分して経理しなければならない。 なお、基金によるものの取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>a 地域協議会は、都道府県協議会から交付される再生利用交付金以外の資金(都道府県又は会員からの補助金、要綱別紙1第3の5の所有者から徴収する負担金等)を要綱別紙1第1の取組に充てる場合には、当該資金について別の勘定を設けなければならない。</p> <p>b (略)</p>	<p>3 事業の仕組み (1) (略) (2) 再生利用交付金の管理・運用 ア (略) イ 地域協議会 地域協議会は、都道府県協議会から交付される再生利用交付金を、基金によるものと助成金によるものと区分するとともに、要綱別紙1第1の1(再生利用活動)と同第1の2(施設等補完整備)及び同第1の3(再生利用活動附帯事業)に区分した上で、他の事業と区分して経理しなければならない。また、<u>要綱別紙2による再生利用交付金もこれと同じ取扱いとする。</u> なお、基金によるものの取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>a 地域協議会は、都道府県協議会から交付される再生利用交付金以外の資金(都道府県又は会員からの補助金、要綱別紙1第3の5の所有者から徴収する負担金等)を要綱別紙1第1又は要綱別紙2第1の取組に充てる場合には、当該資金について別の勘定を設けなければならない。</p> <p>b (略)</p>	<p>4 施設等の管理 要綱別紙1第1の2の施設等補完整備によって取得又は効用の増加した施設等については、常に良好な状態で管理し、その整備目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。</p> <p>ア～ウ (略) (2)～(4) (略)</p> <p>5 助成措置 (1) 要綱別紙1第4の1の「対象農地の面積」は、<u>農地基本台帳又は実測によるものとする。</u> (2) 要綱別紙1第4の1(3)の「重機を用いて行う等の再生作業」及び同第4の2の「施設等補完整備」の「事業費」とは、次に該当するものとする。また、その施行及び積算については、<u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用</u>について(平成19年8月1日付け19企</p>	<p>4 施設等の管理 要綱別紙1第1の1(4)の「<u>実証ほ場の設置・運営</u>」並びに要綱別紙1第1の2及び要綱別紙2第1の2の施設等補完整備によって取得又は効用の増加した施設等については、常に良好な状態で管理し、その整備目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。</p> <p>ア～ウ (略) (2)～(4) (略)</p> <p>5 助成措置 (1) 要綱別紙1第4の1及び要綱別紙2第4の1の「対象農地の面積」は、<u>農地台帳又は実測によるものとする。</u> (2) 要綱別紙1第4の1(3)の「重機を用いて行う等の再生作業」及び同第4の2の施設等補完整備の「事業費」とは、次に該当するものとする。また、その施行及び積算については、<u>農山漁村振興交付金実施要領</u>(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興</p>
---	--	---	--

局長通知)別紙6に準じて行うものとするほか、重機を用いて行う等の再生作業(土壌改良を除く)及び施設等補完整備の実施に際しての労務提供に係る人件費相当額を、事業費の2分の1(沖縄県は3分の1)までを限度として算入することができるものとする。なお、1地区当たりの事業費が5千円以上の場合、当該施設等補完整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まなければならない。

ア・イ (略)

(3) 要綱別紙1第1の1(4)及び要綱別紙2第1の1(4)(経営展開)について、要綱別紙1第4の1(4)及び要綱別紙2第4の1(2)の助成措置の対象となる経費は、下表のとおりとする。

(4) 要綱別紙1第1の1(4)及び要綱別紙2第1の1(4)の「経営展開」のうち「実証ほ場の設置・運営」、「加工品試作」及び「試験販売」の実施により販売収入が生ずる場合には、これらの取組の助成措置の対象となる経費から当該販売収入を控除した額をこれらの取組に係る交付額の上限とする。

(5) 要綱別紙1第1の3及び要綱別紙2第1の3の再生利用活動附帯事業の助成措置については、別記のとおりとする。

6 実績の確認と報告

(1) 要綱別紙1第5の1の報告の内容は次のとおりとし、参考様式第1号により、地域協議会長が定める日までに提出するものとする。

ア 要綱別紙1第1の1(1)及び要綱別紙2第1の1(1)の「再生作業」、要綱別紙1第1の1(2)及び要綱別紙2第1の1(2)の「土壌改良」及び要綱別紙1第1の1(3)及び要綱別紙2第1の1(3)の「営農定着」については、作業記録、写真等の記録等

イ 要綱別紙1第1の1(4)及び要綱別紙2第1の1(4)の「経営展開」については、実施内容の記録等

ウ 要綱別紙1第1の2及び要綱別紙2第1の2の「施設等補完整備」については、出来高設計書、写真、領収書等

(2)・(3) (略)

第5 留意事項

1 (略)

2 本対策により再生した農地及び自助努力等によって再生作業がな

第102号農林水産省大臣官房長通知)に準じて行うものとするほか、重機を用いて行う等の再生作業(土壌改良を除く)及び施設等補完整備の実施に際しての労務提供に係る人件費相当額を、事業費の50パーセントまでを限度として算入することができるものとする。なお、1地区当たりの事業費が5千円以上の場合、当該施設等補完整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まなければならない。

ア・イ (略)

(3) 要綱別紙1第1の1(4)(経営展開)について、同第4の1(4)の助成措置の対象となる経費は、下表のとおりとする。

(4) 要綱別紙1第1の1(4)の「経営展開」のうち「実証ほ場の設置・運営」、「加工品試作」及び「試験販売」の実施により販売収入が生ずる場合には、これらの取組の助成措置の対象となる経費から当該販売収入を控除した額をこれらの取組に係る交付額の上限とする。

(5) 要綱別紙1第1の3の再生利用活動附帯事業の助成措置については、別記のとおりとする。

6 実績の確認と報告

(1) 要綱別紙1第5の1の報告の内容は次のとおりとし、参考様式第11号により、地域協議会長が定める日までに提出するものとする。

ア 要綱別紙1第1の1(1)の「再生作業」、同第1の1(2)の「土壌改良(2年目)」及び同第1の1(3)の「営農定着」については、作業記録、写真等

イ 要綱別紙1第1の1(4)の「経営展開」については、実施内容の記録等

ウ 要綱別紙1第1の2の「施設等補完整備」については、出来高設計書、写真、領収書等

(2)・(3) (略)

第5 留意事項

1 (略)

2 本対策により再生した農地については、自然災害その他やむを得ない

れ、本対策により土壌改良及び営農定着の支援の対象となった農地について、地域協議会は、再生作業後当該農地において5年間耕作するまで、毎年度の耕作状況の確認を確実に行わなければならない。また、地域協議会は、当該農地について再生作業の終了した日から自然災害その他やむを得ない理由により5年を経ずして再び耕作されなくなつた場合には、別紙13のフロー図により、営農を再開するために必要な指導や支援、新たな耕作者の確保等について検討するものとする。さらに、再生作業後当該農地において5年間耕作した後も、地域協議会は引き続き貸借等が継続されるよう努めることとする。

なお、耕作状況の確認結果（耕作が行われていない場合の指導内容や今後の耕作再開の見通しを含む）については、参考様式第18号により第4の6（2）で都道府県協議会長が定める日までに都道府県協議会長に提出するものとする。

3・4 (略)

5 要綱別紙1第1の1（1）及び要綱別紙2第1の1（1）並びに要綱別紙1第1の2の「基盤整備」の⑤については、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体により10アール以上の受益地について農地転用が行われた場合、要綱別紙1第1の2の「基盤整備」の①については、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体により10アール以上の農地転用が行われた場合並びに要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」については、その整備の実施後8年を経過しない間に当該施設が廃止された場合には、以下の場合を除き、国の再生利用交付金の返還措置を講ずるものとする。

(1)～(3) (略)

6 (略)

別記（第2の1（2）及び2（2）、第3、第4の1（9）及び5（5）関係）

再生利用活動附帯事業について

第1 事業内容
1 交付金執行事務

理由が認められる場合を除き、長期間、耕作の目的に供されるよう、地域協議会は、再生作業後当該農地において5年間耕作するまで、毎年度の耕作状況の確認を行い、当該農地を耕作する農業者、農業者等の組織する団体又は農地中間管理機構等や当該農地の所有者に対する指導、支援等を行わなければならない。さらに、再生作業後当該農地において5年間耕作した後も、地域協議会は引き続き貸借等が継続されるよう努めることとする。

なお、耕作状況の確認結果（耕作が行われていない場合の指導内容や今後の耕作再開の見通しを含む）については、参考様式第18号により第4の6（2）で都道府県協議会長が定める日までに都道府県協議会長に提出するものとする。

3・4 (略)

5 要綱別紙1第1の1（1）及び同第1の2の「基盤整備」の⑤については、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地について農地転用が行われた場合、要綱別紙1第1の2の「基盤整備」の①については、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上の農地転用が行われた場合及び要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」については、その整備の実施後8年を経過しない間に当該施設が廃止された場合には、以下の場合を除き、国の再生利用交付金の返還措置を講ずるものとする。

(1)～(3) (略)

6 (略)

別記（第2の1（2）及び2（2）、第3、第4の1（9）及び5（5）関係）

再生利用活動附帯事業について

第1 事業内容
1 交付金執行事務

都道府県協議会及び地域協議会が実施する再生利用交付金の執行のために必要な次の取組に対する助成を行うものとする。

- (1) ～ (5) (略)
- (6) 荒廃農地再生利用のための啓発・普及
- (7) (略)

2 広域利用調整

都道府県協議会が荒廃農地の再生利用を目的として都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援として次の取組に対する助成を行うものとする。

- (1) ～ (6) (略)

第2 助成措置

再生利用活動附帯事業の助成措置は、各年度毎に以下のとおりとする。

- 1 交付金執行事務にあつては都道府県協議会ごとに次により算定される額を上限として助成する。

- (1) (略)

(2) 地域協議会において、当該年度に要綱別紙1第1の1、2及び要綱別紙2第1の1、2の取組に係る再生利用交付金として執行が見込まれる額が670万円を超える場合には、670万円を超える額の1%を(1)に加算。ただし、加算後の額の上限は1地域協議会あたり50万円。

- (3) (略)

- 2・3 (略)

第3 事業実施等の手続

- 1 (略)

2 広域利用調整

- (1) (略)

- (2) 助成対象の選定

ア 地方農政局長等は(1)により都道府県協議会長から提出された広域利用調整実施計画について、次に掲げる項目を満たす場合に限り助成対象候補として選定し、事業実施年度の5月15日までに農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)へ報告するものとする。

都道府県協議会及び地域協議会が実施する再生利用交付金の執行のために必要な次の取組に対する助成を行うものとする。

- (1) ～ (5) (略)
- (6) 耕作放棄地再生利用のための啓発・普及
- (7) (略)

2 広域利用調整

都道府県協議会が耕作放棄地の再生利用を目的として都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援として次の取組に対する助成を行うものとする。

- (1) ～ (6) (略)

第2 助成措置

再生利用活動附帯事業の助成措置は、各年度毎に以下のとおりとする。

- 1 交付金執行事務にあつては都道府県協議会ごとに次により算定される額を上限として助成する。

- (1) (略)

(2) 地域協議会において、当該年度に要綱別紙第1の1及び2の取組に係る再生利用交付金として執行が見込まれる額が670万円を超える場合には、670万円を超える額の1%を(1)に加算。ただし、加算後の額の上限は1地域協議会あたり50万円。

- (3) (略)

- 2・3 (略)

第3 事業実施等の手続

- 1 (略)

2 広域利用調整

- (1) (略)

- (2) 助成対象の選定

ア 地方農政局長等は(1)により都道府県協議会長から提出された広域利用調整実施計画について、次に掲げる項目を満たす場合に限り助成対象候補として選定し、事業実施年度の5月15日までに農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)へ報告するものとする。

- る。
- a. 取組の内容が荒廃農地の再生利用に資するものであること
- b. (略)

イ (略)
表 ポイント算定の考え方

審査項目及び取組内容の基準	ポイント
①～③ (略)	
④ 既往の活動実績に関する審査 a 都道府県協議会又はその会員において、平成21年度以降に都道府県域を越えて <u>荒廃農地</u> の引き受け手を募集した実績がある場合 b 都道府県協議会又はその会員において、平成21年度以降に市町村域を越えて <u>荒廃農地</u> の引き受け手を募集した実績がある場合	3 1
⑤ (略)	

ウ (略)
(3)・(4) (略)

(別紙1)
〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会規約
平成〇〇年〇月〇日制定

第1条・第2条 (略)

(目的)
第3条 都道府県協議会は、荒廃農地の再生利用、〇〇〇等に資することを目的とする。
(備考)

第3条中「荒廃農地の再生利用に資すること」の他に「〇〇〇等に資すること」等他の目的を加える又は現に他の目的を有する場合には、第4条には、それに対応する事業を記載する。

(事業)

- a. 取組の内容が耕作放棄地の再生利用に資するものであること
- b. (略)

イ (略)
表 ポイント算定の考え方

審査項目及び取組内容の基準	ポイント
①～③ (略)	
④ 既往の活動実績に関する審査 a 都道府県協議会又はその会員において、平成21年度以降に都道府県域を越えて <u>耕作放棄地</u> の引き受け手を募集した実績がある場合 b 都道府県協議会又はその会員において、平成21年度以降に市町村域を越えて <u>耕作放棄地</u> の引き受け手を募集した実績がある場合	3 1
⑤ (略)	

ウ (略)
(3)・(4) (略)

(別紙1)
〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会規約
平成〇〇年〇月〇日制定

第1条・第2条 (略)

(目的)
第3条 都道府県協議会は、耕作放棄地の再生利用、〇〇〇等に資することを目的とする。
(備考)

第3条中「耕作放棄地の再生利用に資すること」の他に「〇〇〇等に資すること」等他の目的を加える又は現に他の目的を有する場合には、第4条には、それに対応する事業を記載する。

(事業)

<p>第4条 都道府県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 荒廃農地の再生利用に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 都道府県協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) ○○○○</p> <p>(2) ○○○○</p> <p>(3) ○○○○</p> <p>(4) ○○○○</p> <p>(備考)</p> <p>都道府県協議会の会員の選定に当たっては、事業内容や都道府県の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、<u>荒廃農地</u>の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。</p> <p>第6条～第19条 (略)</p> <p>(幹事会の構成等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 幹事会は、第22条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) ○○○</p> <p>(2) ○○○</p> <p>(3) ○○○</p> <p>(4) ○○○</p> <p>(5) ○○○</p> <p>(備考)</p> <p>幹事会のメンバーの選定に当たっては、事業内容や都道府県の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、<u>荒廃農地</u>の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第21条～第32条 (略)</p> <p>第33条 第4条第○項第○号の事業が終了した場合及び都道府県協議会が</p>	<p>第4条 都道府県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>耕作放棄地</u>の再生利用に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 都道府県協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) ○○○○</p> <p>(2) ○○○○</p> <p>(3) ○○○○</p> <p>(4) ○○○○</p> <p>(備考)</p> <p>都道府県協議会の会員の選定に当たっては、事業内容や都道府県の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、<u>耕作放棄地</u>の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。</p> <p>第6条～第19条 (略)</p> <p>(幹事会の構成等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 幹事会は、第22条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) ○○○</p> <p>(2) ○○○</p> <p>(3) ○○○</p> <p>(4) ○○○</p> <p>(5) ○○○</p> <p>(備考)</p> <p>幹事会のメンバーの選定に当たっては、事業内容や都道府県の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、<u>耕作放棄地</u>の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第21条～第32条 (略)</p> <p>第33条 第4条第○項第○号の事業が終了した場合及び都道府県協議会が</p>
---	---

自らの機能を経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）別紙1第1の都道府県農業再生協議会に統合する以外の目的で解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては〇〇農政局長に返還するものとする。

2 (略)

第34条 (略)

附 則

1 (略)

2 都道府県協議会が、自らの機能を経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）別紙1第1の都道府県農業再生協議会に統合する目的で解散した場合、都道府県農業再生協議会に対し、自らの権利及び義務を承継するとともに、国から交付された耕作放棄地再生利用交付金により積み立てている資金の全額を譲渡するものとする。

(備考) (略)

(別紙2)

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会事務処理規程

平成〇〇年〇月〇日制定

第1条・第2条 (略)

(事務処理体制)

第3条 都道府県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごと

とに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分) (事務分担組織責任者)

(1) 荒廃農地の再生利用に係る事務

〇〇〇 △△△

(2) (略)

(備考) (略)

2 (略)

第4条 (略)

自らの機能を直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙1第1の都道府県農業再生協議会に統合する以外の目的で解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては〇〇農政局長に返還するものとする。

2 (略)

第34条 (略)

附 則

1 (略)

2 都道府県協議会が、自らの機能を直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙1第1の都道府県農業再生協議会に統合する目的で解散した場合、都道府県農業再生協議会に対し、自らの権利及び義務を承継するとともに、国から交付された耕作放棄地再生利用交付金により積み立てている資金の全額を譲渡するものとする。

(備考) (略)

(別紙2)

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会事務処理規程

平成〇〇年〇月〇日制定

第1条・第2条 (略)

(事務処理体制)

第3条 都道府県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごと

とに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分) (事務分担組織責任者)

(1) 耕作放棄地の再生利用に係る事務

〇〇〇 △△△

(2) (略)

(備考) (略)

2 (略)

第4条 (略)

(別紙3)

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会会計処理規程
平成〇〇年〇月〇日制定

第1条～第7条 (略)

(経理責任者)

第8条 次の各号に掲げる〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分) (経理責任者)

(1) 荒廃農地の再生利用に係る事務

〇〇〇

(2) (略)

2 (略)

第9条～第38条 (略)

(別紙4)

〇〇地域耕作放棄地対策協議会規約
平成〇〇年〇月〇日制定

第1条～第4条 (略)

(文書管理責任者)

第5条 次の各号に掲げる〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。

(事務の区分) (文書管理責任者)

(1) 荒廃農地の再生利用に係る事務

〇〇〇

(2) (略)

2 (略)

第6条～第24条 (略)

(別紙3)

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会会計処理規程
平成〇〇年〇月〇日制定

第1条～第7条 (略)

(経理責任者)

第8条 次の各号に掲げる〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分) (経理責任者)

(1) 耕作放棄地の再生利用に係る事務

〇〇〇

(2) (略)

2 (略)

第9条～第38条 (略)

(別紙4)

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会文書取扱規程
平成〇〇年〇月〇日制定

第1条～第4条 (略)

(文書管理責任者)

第5条 次の各号に掲げる〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。

(事務の区分) (文書管理責任者)

(1) 耕作放棄地の再生利用に係る事務

〇〇〇

(2) (略)

2 (略)

第6条～第24条 (略)

(別紙5)・(別紙6) (略)

(別紙7)

〇〇地域耕作放棄地対策協議会規約
平成〇〇年〇月〇日制定

第1条・第2条 (略)

(目的)

第3条 地域協議会は、地域における荒廃農地の再生利用、〇〇〇等に資することを目的とする。

(備考)

第3条中「荒廃農地の再生利用に資すること」の他に「〇〇〇等に資すること」等他の目的を加える又は現に他の目的を有する場合には、第4条には、それに対応する事業を記載する。

(事業)

第4条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 荒廃農地の再生利用に関すること。

(2) (略)

2 (略)

(備考) (略)

(地域協議会の会員)

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

(3) 〇〇〇〇

(4) 〇〇〇〇

(備考)

地域協議会の会員の選定に当たっては、事業内容や地域の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、荒廃農地の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。

(別紙5)・(別紙6) (略)

(別紙7)

〇〇地域耕作放棄地対策協議会規約
平成〇〇年〇月〇日制定

第1条・第2条 (略)

(目的)

第3条 地域協議会は、地域における耕作放棄地の再生利用、〇〇〇等に資することを目的とする。

(備考)

第3条中「耕作放棄地の再生利用に資すること」の他に「〇〇〇等に資すること」等他の目的を加える又は現に他の目的を有する場合には、第4条には、それに対応する事業を記載する。

(事業)

第4条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 耕作放棄地の再生利用に関すること。

(2) (略)

2 (略)

(備考) (略)

(地域協議会の会員)

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

(3) 〇〇〇〇

(4) 〇〇〇〇

(備考)

地域協議会の会員の選定に当たっては、事業内容や地域の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、耕作放棄地の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。

第6条～第19条 (略)

(幹事会の構成等)

第20条 (略)

2 幹事会は、第22条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもつて組織する。

- (1) ○○○
- (2) ○○○
- (3) ○○○
- (4) ○○○
- (5) ○○○

(備考)

幹事会のメンバーの選定に当たっては、事業内容や地域の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、荒廃農地の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。

3・4 (略)

第21条～第32条 (略)

(事業終了後及び地域協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 第4条第○項第○号の事業が終了した場合及び地域協議会が自らの機能を経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)別紙1第2の地域農業再生協議会に統合する以外の目的で解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては○○都道府県協議会長に返還するものとする。

2 (略)

第34条 (略)

附則

1 (略)

2 地域協議会が、自らの機能を経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)別紙1第2の地域農業再生協議会に統合する目的で解散した場合、地域農業再生協議会に対し、自らの権利及び義務を承継するとともに、○○都道府

第6条～第19条 (略)

(幹事会の構成等)

第20条 (略)

2 幹事会は、第22条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもつて組織する。

- (1) ○○○
- (2) ○○○
- (3) ○○○
- (4) ○○○
- (5) ○○○

(備考)

幹事会のメンバーの選定に当たっては、事業内容や地域の実情を踏まえ、行政や農業団体のみならず、耕作放棄地の再生利用に係る地域の実情に精通した多様な主体の参画について留意すること。

3・4 (略)

第21条～第32条 (略)

(事業終了後及び地域協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 第4条第○項第○号の事業が終了した場合及び地域協議会が自らの機能を直接支払推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)別紙1第2の地域農業再生協議会に統合する以外の目的で解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては○○都道府県協議会長に返還するものとする。

2 (略)

第34条 (略)

附則

1 (略)

2 地域協議会が、自らの機能を直接支払推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)別紙1第2の地域農業再生協議会に統合する目的で解散した場合、地域農業再生協議会に対し、自らの権利及び義務を承継するとともに、○○都道府県協議会

県協議会より交付された耕作放棄地再生利用交付金の未執行額の全額を
譲渡するものとする。

(備考) (略)

(別紙 8)

〇〇地域耕作放棄地対策協議会事務処理規程

平成〇〇年〇月〇日制定

第 1 条・第 2 条 (略)

(事務処理体制)

第 3 条 地域協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、
当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分) (事務分担組織責任者)

(1) 荒廃農地の再生利用に係る事務

〇〇〇 △△△

(2) (略)

(備考) (略)

2 (略)

第 4 条 (略)

(別紙 9)

〇〇地域耕作放棄地対策協議会会計処理規程

平成〇〇年〇月〇日制定

第 1 条～第 7 条 (略)

(経理責任者)

第 8 条 次の各号に掲げる〇〇地域耕作放棄地対策協議会事務処理規程
(以下「事務処理規程」という。) 第 3 条に定める各事務の区分ごとに

当該各号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分) (経理責任者)

(1) 荒廃農地の再生利用に係る事務

より交付された耕作放棄地再生利用交付金の未執行額の全額を譲渡する
ものとする。

(備考) (略)

(別紙 8)

〇〇地域耕作放棄地対策協議会事務処理規程

平成〇〇年〇月〇日制定

第 1 条・第 2 条 (略)

(事務処理体制)

第 3 条 地域協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、
当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分) (事務分担組織責任者)

(1) 耕作放棄地の再生利用に係る事務

〇〇〇 △△△

(2) (略)

(備考) (略)

2 (略)

第 4 条 (略)

(別紙 9)

〇〇地域耕作放棄地対策協議会会計処理規程

平成〇〇年〇月〇日制定

第 1 条～第 7 条 (略)

(経理責任者)

第 8 条 次の各号に掲げる〇〇地域耕作放棄地対策協議会事務処理規程(以
下「事務処理規程」という。) 第 3 条に定める各事務の区分ごとに当該各
号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分) (経理責任者)

(1) 耕作放棄地の再生利用に係る事務

〇〇〇
(2) (略)

2 (略)

第9条～第37条 (略)

(別紙10)～(別紙12) (略)

〇〇〇
(2) (略)

2 (略)

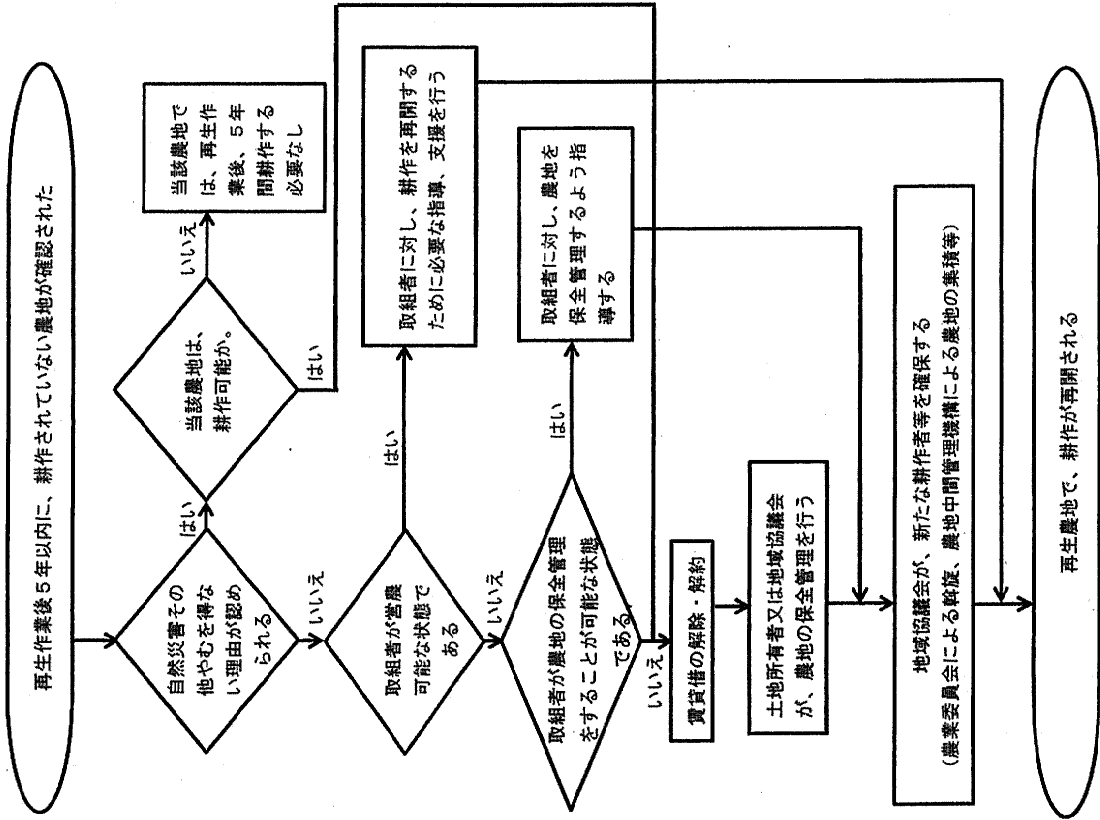
第9条～第37条 (略)

(別紙10)～(別紙12) (略)

(別紙 13)

地域協議会による指導、支援フロー図

(新設)



附 則

(施行期日)

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

(被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業等の廃止)

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要領（平成23年11月21日付け23農振第1924号農村振興局長通知）及び耕作放棄地再生利用緊急対策の適切な実施について（平成27年9月16日付け27農振第1314号農林水産省農村振興局長通知）は廃止する。

(経過措置)

- 1 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農村振興局長通知）の規定にかかわらず、平成28年4月1日より前に着手した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領の規定にかかわらず、平成28年4月1日より前に着手した被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(添付様式7)

策定年月日:

〇〇都道府県再生利用推進計画

1. (略)

2. 荒廃農地の概要

地域名	荒廃農地の現状と課題について

3. 荒廃農地再生利用の方向性

地域名	営農類型、担い手等の状況、振興作物等を勘案した 荒廃農地の再生利用の方向性

4～6. (略)

(添付様式7)

策定年月日:

〇〇都道府県再生利用推進計画

1. (略)

2. 耕作放棄地の概要

地域名	耕作放棄地の現状と課題について

3. 耕作放棄地再生利用の方向性

地域名	営農類型、担い手等の状況、振興作物等を勘案した 耕作放棄地の再生利用の方向性

4～6. (略)

(添付様式8)

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(〇〇〇〇・交付金執行事務)の実施計画(第〇四半期報告)(実績)

1. 概要

事業項目	金額(円)	備考
(1) 再生利用交付金の交付事務		
(2) 再生利用交付金の執行に係る指導・助言		
(3) 再生利用推進計画の見直し		
(4) 実績報告書審査・現地確認		
(5) 地域における農地利用調整活動		
(6) 荒廃農地の再生利用のための啓発・普及		
(7) その他再生利用交付金の執行に必要な事務		
合計		

注(略)

2. 詳細

(1)~(5) (略)

(6) 荒廃農地の再生利用のための啓発・普及

時期	内容	備考
(7) (略)		

(添付様式8)

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画(第〇四半期報告)(実績)

1. 概要

事業項目	金額(円)	備考
(1) 再生利用交付金の交付事務		
(2) 再生利用交付金の執行に係る指導・助言		
(3) 再生利用推進計画の見直し		
(4) 実績報告書審査・現地確認		
(5) 地域における農地利用調整活動		
(6) 耕作放棄地の再生利用のための啓発・普及		
(7) その他再生利用交付金の執行に必要な事務		
合計		

注(略)

2. 詳細

(1)~(5) (略)

(6) 耕作放棄地の再生利用のための啓発・普及

時期	内容	備考
(7) (略)		

3. 平成〇年度における再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施額調査

事業項目	金額(円)	備考
再生利用活動		地域協議会への交付額
施設等補完整備		〃
小計①		
再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)		
都道府県協議会		
地域協議会		
計②		
①<670万円	協議会数	協議会数×10万円
670万円≤①<4,670万円	協議会数	10万円に670万円を超える額の1%を加算
4,670万円≤①	協議会数	協議会数×50万円
計③		上限額の計
②/③		100%を超えない

(施行注意)

1~3. (略)

4. ※加算は、協議会数×(10万円+(4,670万円-670万円)×0.01)の算式によるものとする。

5. 本様式は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)、耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)毎に別表として作成し、標頭の〇〇〇に型名を記載する。

3. 平成〇年度における再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施額調査

事業項目	金額(円)	備考
再生利用活動		地域協議会への交付額
施設等補完整備		〃
小計①		
再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)		
都道府県協議会		
地域協議会		
計②		
①<670万円	協議会数	協議会数×10万円
670万円≤①<4,670万円	協議会数	10万円に670万円を超える額の1%を加算
4,670万円≤①	協議会数	協議会数×50万円
計③		上限額の計
②/③		100%を超えない

(施行注意)

1~3. (略)

(新設)

(新設)

(添付様式9-1)

地域協議会名：
策定年月日：

〇〇地区 再生利用実施計画

1. 地区概要
① (略)

②地区内の荒廃農地の現状

荒廃農地面積
発 生 理 由
荒 廃 の 程 度

③荒廃農地の再生利用方針

再生利用活動方針
施設等補完整備方針

2. 当該農地を耕作する農業者又は農業者等の組織する団体等又は見通し

3. 再生利用に向けた取組内容・取組主体

①再生利用全体計画(各年度に該当する取組内容にチェック)

1. 耕作放棄地再生利用交付金(一般型)

注1: (略)

注2: 点状する複数の荒廃農地(ほ場)を一つの地区として束ねる場合に、ほ場別に番号を付すものとする。

注3-注4: (略)

(別添.)

II. 耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)

ほ場番号	所在	対象農地面積(㎡)	利用者 (代表者氏名)	取 組 内 容		
				1928年度	1929年度	1930年度
1				<input type="checkbox"/> 再生利用活動 <input type="checkbox"/> 再生作業 <input type="checkbox"/> 除草、雑草等の除去 <input type="checkbox"/> 除レシ、整地等 <input type="checkbox"/> 土壌改良 <input type="checkbox"/> 宮農定着 <input type="checkbox"/> 施設等補完整備	<input type="checkbox"/> 再生利用活動 <input type="checkbox"/> 再生作業 <input type="checkbox"/> 除草、雑草等の除去 <input type="checkbox"/> 除レシ、整地等 <input type="checkbox"/> 土壌改良 <input type="checkbox"/> 宮農定着 <input type="checkbox"/> 施設等補完整備	<input type="checkbox"/> 再生利用活動 <input type="checkbox"/> 再生作業 <input type="checkbox"/> 除草、雑草等の除去 <input type="checkbox"/> 除レシ、整地等 <input type="checkbox"/> 土壌改良 <input type="checkbox"/> 宮農定着 <input type="checkbox"/> 施設等補完整備
2				<input type="checkbox"/> 再生利用活動 <input type="checkbox"/> 再生作業 <input type="checkbox"/> 除草、雑草等の除去 <input type="checkbox"/> 除レシ、整地等 <input type="checkbox"/> 土壌改良 <input type="checkbox"/> 宮農定着 <input type="checkbox"/> 施設等補完整備	<input type="checkbox"/> 再生利用活動 <input type="checkbox"/> 再生作業 <input type="checkbox"/> 除草、雑草等の除去 <input type="checkbox"/> 除レシ、整地等 <input type="checkbox"/> 土壌改良 <input type="checkbox"/> 宮農定着 <input type="checkbox"/> 施設等補完整備	<input type="checkbox"/> 再生利用活動 <input type="checkbox"/> 再生作業 <input type="checkbox"/> 除草、雑草等の除去 <input type="checkbox"/> 除レシ、整地等 <input type="checkbox"/> 土壌改良 <input type="checkbox"/> 宮農定着 <input type="checkbox"/> 施設等補完整備
3				<input type="checkbox"/> 再生利用活動 <input type="checkbox"/> 再生作業 <input type="checkbox"/> 除草、雑草等の除去 <input type="checkbox"/> 除レシ、整地等 <input type="checkbox"/> 土壌改良 <input type="checkbox"/> 宮農定着 <input type="checkbox"/> 施設等補完整備	<input type="checkbox"/> 再生利用活動 <input type="checkbox"/> 再生作業 <input type="checkbox"/> 除草、雑草等の除去 <input type="checkbox"/> 除レシ、整地等 <input type="checkbox"/> 土壌改良 <input type="checkbox"/> 宮農定着 <input type="checkbox"/> 施設等補完整備	<input type="checkbox"/> 再生利用活動 <input type="checkbox"/> 再生作業 <input type="checkbox"/> 除草、雑草等の除去 <input type="checkbox"/> 除レシ、整地等 <input type="checkbox"/> 土壌改良 <input type="checkbox"/> 宮農定着 <input type="checkbox"/> 施設等補完整備

注1: 点状する複数の荒廃農地(ほ場)を一つの地区として束ねる場合に、ほ場別に番号を付すものとする。

注2: 各ほ場の位置図を添付するものとする。

②~④ (略)

(添付様式9-1)

地域協議会名：
策定年月日：

〇〇地区 再生利用実施計画

1. 地区概要
① (略)

②地区内の耕作放棄地の現状

耕作放棄地面積
発 生 理 由
荒 廃 の 程 度

③耕作放棄地の再生利用方針

再生利用活動方針
施設等補完整備方針

2. 当該農地を耕作する農業者又は農業者等の組織する団体等の予定又は見通し

3. 再生利用に向けた取組内容・取組主体

①再生利用全体計画(各年度に該当する取組内容にチェック)

注1: (略)

注2: 点状する複数の耕作放棄地(ほ場)を一つの地区として束ねる場合に、ほ場別に番号を付すものとする。

注3-注4: (略)

注5: 平成23年度以降に着工する地区は再生作業に一年目の土壌改良を含み、土壌改良は二年目のみ実施できる

(原設)

②~④ (略)

4. 再生利用交付金計画(国費)

単備 (円/10a)	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)
再生利用活動										
50,000										
60,000 (集約化)										
車庫老利用等										
55,000 55年度に発生 する交付金 を前年度に 繰り越す										
25,000										
土壌改良 (2年目)										
55,000 55年度に発生 する交付金 を前年度に 繰り越す										
25,000										
55,000 55年度に発生 する交付金 を前年度に 繰り越す										
25,000										
施設等補充整備 経営展開										
計										

単備 (円/10a)	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)
再生利用活動										
50,000										
60,000 (集約化)										
車庫老利用等										
55,000 55年度に発生 する交付金 を前年度に 繰り越す										
25,000										
土壌改良 (2年目)										
55,000 55年度に発生 する交付金 を前年度に 繰り越す										
25,000										
55,000 55年度に発生 する交付金 を前年度に 繰り越す										
25,000										
施設等補充整備 経営展開										
計										

4. 再生利用交付金計画(国費)
1. 康位放牧地再生利用交付金(一般型)

単備 (円/10a)	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)
再生利用活動										
50,000										
60,000 (集約化)										
車庫老利用等										
55,000 55年度に発生 する交付金 を前年度に 繰り越す										
25,000										
土壌改良 (55年度に発生 する交付金 を前年度に 繰り越す)										
25,000										
55,000 55年度に発生 する交付金 を前年度に 繰り越す										
25,000										
施設等補充整備 経営展開										
計										

単備 (円/10a)	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)
再生利用活動										
50,000										
60,000 (集約化)										
車庫老利用等										
55,000 55年度に発生 する交付金 を前年度に 繰り越す										
25,000										
土壌改良										
55,000 55年度に発生 する交付金 を前年度に 繰り越す										
25,000										
55,000 55年度に発生 する交付金 を前年度に 繰り越す										
25,000										
施設等補充整備 経営展開										
計										

	単価 (円/10a)	面積 (a)	合 計	
			田	畑
再生利用活動				
	50,000			
再生作業	60,000 (集約化)			
	重機を利用等			
土壌改良 <small>5a未満の 力に不足正 生農地</small>	25,000			
5a未満の 力に不足正 生農地	25,000			
営農定着	25,000			
5a未満の 力に不足正 生農地	25,000			
施設等補完整備				
経営展開				
計				

注1: (株)

1年度)

注2: 5a未満の自助努力による再生農地には、土壌改良及び営農定着の支援対象のうち、再生作業を自助努力・他事業等により実施した面積を記入する。
注3: 5a未満の自助努力による再生農地には、土壌改良及び営農定着の支援対象のうち、再生作業(土壌改良を含む)を自助努力・他事業等により実施した面積を記入する。
注4: 5a未満の自助努力による再生農地には、営農定着の支援対象のうち、再生作業(土壌改良を含む)を自助努力・他事業等により実施した面積を記入する。
注5: 平成25年度以降に着手した再生農地は、再生作業は1年度目、土壌改良は2年度目の予算額とする。

	単価 (円/10a)	面積 (a)	合 計	
			田	畑
再生利用活動				
	50,000			
再生作業	60,000 (集約化)			
	重機を利用等 <small>5a未満の自助努力 を含む 5a未満の自助 努力による</small>			
土壌改良 (2年度目) <small>5a未満の自助 努力による</small>	25,000			
5a未満の自助 努力による	25,000			
営農定着	25,000			
5a未満の自助 努力による	25,000			
施設等補完整備				
経営展開				
計				

注1: (株)

1年度)

注2: 5a未満の自助努力による再生農地には、重機を用いた再生作業(2年度)の支援対象のうち、再生作業を自助努力・他事業等により実施した面積を記入する。
注3: 5a未満の自助努力による再生農地には、土壌改良(2年度目)の支援対象のうち、1年度目の再生作業における集約化等を自助努力・他事業等により実施した面積を記入する。
注4: 5a未満の自助努力による再生農地には、営農定着の支援対象のうち、再生作業(土壌改良を含む)を自助努力・他事業等により実施した面積を記入する。
注5: 平成25年度以降に着手した再生農地は、再生作業は1年度目、土壌改良は2年度目の予算額とする。

(新設)

Ⅱ. 群住地区再生利用交付金(遊楽費支援型)

	単価 (円/10a)	H28年度		H29年度		H30年度		合 計				
		面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	面積 (a)	交付金 (円)	田	畑	園地
再生利用活動												
再生作業	50,000(雑草、 灌木等の除去)											
	100,000(表根 を伴う場合)											
	50,000(除草、 整地等)											
土壌改良	50,000											
うち自働努力 による再生農 業	50,000											
営農定着	25,000											
うち自働努力 による再生農 業	25,000											
施設等補完整備												
経営展開												
計												

注1: 「面積」は、1a未満の単位は四捨五入により整数で記載するものとする。

注2: 「うち自働努力による再生農地」には、土壌改良及び営農定着の支援対象のうち、再生作業を自働努力・他事業等により実施した面積を記入する。

注3: 再生作業の「50,000(雑草、灌木等の除去)」と「100,000(表根を伴う場合)」は、どちらか一つしか選択できない。

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による再生予定農地等の現地調査チェックリスト

地域協議会名: _____

市町村名: _____

地区名: _____

ほ場番号: _____

現地調査年月日	職名	
確認員 (地域協議会等)	氏名	
立会者 (利用者(耕作者))	氏名	
立会者 (必要に迫り、再生作業等を行う所有者)	氏名	

◆チェックリスト

確認項目	確認内容	チェック欄		備考
		はい	いいえ	
再生予定農地の状態	土地所有者又は周辺の耕作者等への聞き取りを行ったか(耕作放棄地となった経緯、排水状況、灌の有無等の課題について)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	農業用排水施設の新設、廃止又は変更が必要ないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	農道等の新設又は改良が必要ないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	暗きよの新設又は変更が必要ないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	鳥獣害の対策が必要ないか(必要な場合、対応策を備考欄に記載)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
耕作者への確認	利用者(耕作者)に栽培予定作物の栽培経験があるか、又は栽培予定作物の農業指導等技術的支援を受けられる環境にあるか確認を行ったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者(耕作者)に栽培予定作物の販路の見込みはあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者(耕作者)が所有又は借地している農地で常備農地等耕作していない土地が無いか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	再生作業後の農地で課題が発生した場合、利用者(耕作者)が自らの費用で追加の基盤整備等を行う意思があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者(耕作者)が5年間以上耕作を継続する意思があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
地域協議会総合判断	適切な事業計画となっており、利用者(耕作者)は5年間以上耕作すると見込まれるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	必須

地域協議会から、利用者(耕作者)への指導事項

注1～注4: (略)

注5: 本様式は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)、耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)共に別表として作成し、ほ場の〇〇〇に記入を記載する。

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による再生予定農地等の現地調査チェックリスト

地域協議会名: _____

市町村名: _____

地区名: _____

ほ場番号: _____

現地調査年月日	職名	
確認員 (地域協議会等)	氏名	
立会者 (利用者(耕作者))	氏名	
立会者 (必要に迫り、再生作業等を行う所有者)	氏名	

◆チェックリスト

確認項目	確認内容	チェック欄		備考
		はい	いいえ	
再生予定農地の状態	土地所有者又は周辺の耕作者等への聞き取りを行ったか(耕作放棄地となった経緯、排水状況、灌の有無等の課題について)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	農業用排水施設の新設、廃止又は変更が必要ないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	農道等の新設又は改良が必要ないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	暗きよの新設又は変更が必要ないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	鳥獣害の対策が必要ないか(必要な場合、対応策を備考欄に記載)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
耕作者への確認	利用者(耕作者)に栽培予定作物の栽培経験があるか、又は栽培予定作物の農業指導等技術的支援を受けられる環境にあるか確認を行ったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者(耕作者)に栽培予定作物の販路の見込みはあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者(耕作者)が所有又は借地している農地で常備農地等耕作していない土地が無いか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	再生作業後の農地で課題が発生した場合、利用者(耕作者)が自らの費用で追加の基盤整備等を行う意思があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者(耕作者)が5年間以上耕作を継続する意思があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
地域協議会総合判断	適切な事業計画となっており、利用者(耕作者)は5年間以上耕作すると見込まれるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	必須

地域協議会から、利用者(耕作者)への指導事項

注1～注4: (略)

注5: 本様式は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)、耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)共に別表として作成し、ほ場の〇〇〇に記入を記載する。

(添付様式9-2)

地域協議会名:
報告年月日:

〇〇地区施設等補完整備計画(〇〇〇)(実績報告)

事業種類	取組主体	単位:円					
		平成〇〇年度		平成〇〇年度		平成〇〇年度	
目的	負担区分	国 (%)	都道府県 (%)	市町村 (%)	その他 (%)		
施設等の概要							
総事業費							
実施期間							
実施計画(実績) (年度別)	年度事業費 (国 費)	()	()	()	()	年度事業費 (国 費)	()
	うち助成金 (国費)	()	()	()	()	うち助成金 (国費)	()
	実施内容	実施内容				実施内容	

注1～注3: (略)
 注4: 左表費のうち労務費等に係る人件費相当額を事業費に算入する場合は、当該算入額に係る予定(又は実績)を別途整理し添付するものとする。
 注5: (略)
 注6: 本様式は、耕作放棄地等再生利用交付金(一般型)、耕作放棄地等再生利用交付金(控除型)等に別添として作成し、欄外の〇〇〇に内容を記載
 【施行注意】(略)

(添付様式9-2)

地域協議会名:
報告年月日:

〇〇地区施設等補完整備計画(実績報告)

事業種類	取組主体	単位:円					
		平成〇〇年度		平成〇〇年度		平成〇〇年度	
目的	負担区分	国 (%)	都道府県 (%)	市町村 (%)	その他 (%)		
施設等の概要							
総事業費							
実施期間							
実施計画(実績) (年度別)	年度事業費 (国 費)	()	()	()	()	年度事業費 (国 費)	()
	うち助成金 (国費)	()	()	()	()	うち助成金 (国費)	()
	実施内容	実施内容				実施内容	

注1～注3: (略)
 注4: 左表費のうち労務費等に係る人件費相当額及び自己所有等機材費用に係る租税相当部分を事業費に算入する場合は、当該算入額に係る予定(又は実績)を別途整理し添付するものとする。
 注5: (略)
 注6: (略)
 【施行注意】(略)

(添付様式9-3)

地域協議会名：
策定年月日：

経営展開(〇〇〇)実施計画(実績報告)

1. (略)

2. 実証ほ場設置・運営計画(実績)

(1)・(2) (略)

(3) 実証ほ場の成果の概要

3. (略)

4. その他

[施行注意]

・ (略)

・ 実績報告の場合は、実証ほ場の設置・運営・加工品試作・試験販売の金額(交付額)の記載に当たり、内訳として実施に要した経費と収益を記載するものとし、別途契約書、領収書、売上伝票等を整理し添付するものとする。また、実証ほ場の設置・運営に係る成果物の写しを添付するものとする。

・ (略)

・ 本様式は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)、耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)毎に別表として作成し、種類を〇〇〇に型名を記載する。

(添付様式9-3)

地域協議会名：
策定年月日：

経営展開実施計画(実績報告)

1. (略)

2. 実証ほ場設置・運営計画(実績)

(1)・(2) (略)

(新設)

3. (略)

4. その他

[施行注意]

・ (略)

・ 実績報告の場合は、実証ほ場の設置・運営・加工品試作・試験販売の金額(交付額)の記載に当たり、内訳として実施に要した経費と収益を記載するものとし、別途契約書、領収書、売上伝票等を整理し添付するものとする。

・ (略)

(新設)

(添付様式10)

〇〇地域再生利用活動附帯事業(〇〇〇〇・交付金執行事務)の実施計画(実績)

1. 概要

事業項目	金額(円)	備考
(1) 再生利用交付金の交付事務		
(2) 再生利用交付金の執行に係る指導・助言		
(3) 再生利用実施計画の策定及び見直し		
(4) 実績報告書審査・現地確認		
(5) 地域における農地利用調整活動		
(6) 遊休農地再生利用のための啓発・普及		
(7) その他再生利用交付金の執行に必要な事務		
合 計		

注: (略)

2. 詳細

(1)~(5) (略)

(6) 遊休農地再生利用のための啓発・普及

取組主体数	内 容	備 考

(7) (略)

注: 本様式は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)、耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)毎に別表として作成し、欄外の〇〇〇〇に型名を記載する。

(添付様式10)

〇〇地域再生利用活動附帯事業(交付金執行事務)の実施計画(実績)

1. 概要

事業項目	金額(円)	備 考
(1) 再生利用交付金の交付事務		
(2) 再生利用交付金の執行に係る指導・助言		
(3) 再生利用実施計画の策定及び見直し		
(4) 実績報告書審査・現地確認		
(5) 地域における農地利用調整活動		
(6) 耕作放棄地再生利用のための啓発・普及		
(7) その他再生利用交付金の執行に必要な事務		
合 計		

注: (略)

2. 詳細

(1)~(5) (略)

(6) 耕作放棄地再生利用のための啓発・普及

取組主体数	内 容	備 考

(7) (略)

(新設)

(添付様式11-1-1)

作成年月日:
取組主体名:

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(一般型)

- 実施期間
- 地区名
- ほ場番号
- 所在地
- 対象面積
- 再生作業に要する(した)内容

うち、集約化面積

a

該当するものがあれば選択

確認する対象	確認部分	状況	各状況の詳細	確認時期	該当するものがあれば選択			ポイント合計	備考 (実施報告書には作業期間、内容を記載)
					該当する状況(地上)の発生状況はいつ発生したか(時期)	各ポイント	集約後の再生地の外へ運搬が必要か		
雑草・雑木等の繁茂状況	地上	植生状況	UWS等の発生が確認された	事前 実績	16	20	8		
			及びUWS等の発生が確認された	事前 実績	18	20	14		
			(竹)が確認された	事前 実績	26	20	14		
		根の状況	根の発生が確認された	事前 実績	33	20	10		
	地下		根の発生が確認された	事前 実績	38	20	10		

(添付様式11-1-1)

作成年月日:
取組主体名:

平成〇〇年度 再生作業実績報告書

- 実施期間
- 地区名
- ほ場番号
- 所在地
- 対象面積
- 再生作業に要する(した)内容

うち、集約化面積

a

該当するものがあれば選択

確認する対象	確認部分	状況	各状況の詳細	確認時期	該当するものがあれば選択			ポイント合計	備考 (実施報告書には作業期間、内容を記載)
					該当する状況(地上)の発生状況はいつ発生したか(時期)	各ポイント	集約後の再生地の外へ運搬が必要か		
雑草・雑木等の繁茂状況	地上	植生状況	UWS等の発生が確認された	事前 実績	16	20	8		
			及びUWS等の発生が確認された	事前 実績	18	20	14		
			(竹)が確認された	事前 実績	26	20	14		
		根の状況	根の発生が確認された	事前 実績	33	20	10		
	地下		根の発生が確認された	事前 実績	38	20	10		

農地の状況	均平状況	1. 該当するものを選擇	
		事前 実績	要 計
地上	均平状況	39	
	均平状況	2	
農地の状況	均平状況	9	
	均平状況	10	
地下	均平状況	6	
	均平状況	13	
	均平状況	19	
	均平状況	50	

その他	現地確認等	打合せを実施(事前、実施中、完了時)等	
		事前 実績	要 計

※打合せの計算方法は「打合せに要した時間×人数×面積(a)×10」
(1. 単位は以下は切捨て、但し未満の場合は切り上げ、最大3ポイント)

合計(事前)		←100ポイント以上 でOK
合計(実績)		

耕作情報	集約化要件 確認等	耕作情報(中心経営体、集約化面積等)	該当面積 (a)	集約化合計面積 (b)

- 作業写真整理簿
- 集約化要件確認書類(中心経営体に集約化する農用地を添付すること)

農地の状況	均平状況	1. 該当するものを選擇	
		事前 実績	要 計
地上	均平状況	39	
	均平状況	2	
農地の状況	均平状況	9	
	均平状況	10	
地下	均平状況	6	
	均平状況	13	
	均平状況	19	
	均平状況	50	

その他	現地確認等	打合せを実施(事前、実施中、完了時)等	
		事前 実績	要 計

※打合せの計算方法は「打合せに要した時間×人数×面積(a)×10」
(1. 単位は以下は切捨て、但し未満の場合は切り上げ、最大3ポイント)

合計(事前)		←100ポイント以上 でOK
合計(実績)		

耕作情報	集約化要件 確認等	耕作情報(中心経営体、集約化面積等)	該当面積 (a)	集約化合計面積 (b)

- 作業写真整理簿
- 集約化要件確認書類(中心経営体に集約化する農用地を添付すること)

(新設)

(添付様式11-1-2)

作成年月日:
取組主体名:

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(被災者支援型)

1. 実施期間
2. 地区名
3. ほ場番号
4. 所在地区
5. 対象面積
6. 再生作業に要する(した)内容

該当するものがあれば選択

確認する対象	確認部分	状況	各状況の詳細	確認時期	該当する状況(地上の状況は「〇」で、地下の状況は「△」で示す)	各ポイント	40日以内の復旧は既視後の復旧が必要	各ポイント	各ポイント	各ポイント	各ポイント	各ポイント	ポイント合計	備考 (実績報告時には作業期間、内容を記載)
農地・雑草・雑木等の除去状況	地上	植生状況	①草、木のみの除去	事前		16		20				8		
			②草が倒伏及び木(物)がまはりに倒生(雑木が生えているが幹が6cm以下)	事前		18		20					14	
農地・雑草・雑木等の除去状況	地下	根の状況	③草、木(竹)が倒伏(根が6cmを超えて生えている)	事前		26		20				14		
			④根の除去が必要(地上の根生状況が②の場合)	事前		33		20					10	
その他	現地確認等	打合せを実施(事前、実施中、完了時)等	⑤根の除去が必要(地上の根生状況が③の場合)	事前		38		20				10		
				実績										
													合計(事前)	
													合計(実績)	

農地状況	不陸状況	灌漑状況	雑草等の状況	農地状況	1. 該当するものを選択		
					事前	実績	
地上	不陸状況	灌漑状況	雑草等の状況	農地状況	形地作業が必要	39	
					排水等排水対策が必要	1	
地下	不陸状況	灌漑状況	雑草等の状況	農地状況	除根が必要	9	
					深耕(プラウ)が必要	10	
農地状況	不陸状況	灌漑状況	雑草等の状況	農地状況	トラクター等で深耕が必要(1回のみ)	6	
					" (2回)	13	
						合計(事前)	19
						合計(実績)	

別添資料
1. 作業写真整理帳

(添付様式11-1-3)

作成年月日:
取組主体名:

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(重機を用いて行う等の再生作業)

- 実施期間 _____
- 地区名 _____
- ほ場番号 _____
- 所在地 _____
- 対象農地面積 _____ a (うち土壌改良 _____ a)
- 再生作業に要した費用 _____

項目	種類、数量、価格など	支出額(円)	備考
資材費	A		領収書等
機械経費 (リース代等)	B		作業日報
工事雑費 (保険料等)	C		領収書等
委託料等	D		領収書等
委託料等	E		領収書等
労務提供に係る人件費相当額(日当等 支払分以外)	F		作業日報
日当等 支払分	G		領収書等
合計(A+B+C+D+E+F+G)			
①のうち労務提供に係る人件費相当額分(F)			
② ÷ ① × 100			(%)
④ 交付額 ③ > 50%の場合 ①-②を入力 (国費) ③ ≤ 50%の場合 ① × 1/2を入力			
イ. 土壌改良 (定額助成)			⑤(事業費) ⑥(国費)
事業費計(①+⑤)			
交付額(国費)計(④+⑥)			

別添資料 1. 作業写真整理帳(表編前、表編中、表編後)
2. 再生作業参加者名簿(作業日報)
3. 領収書整理帳(日当等支払表、重機リース、詰付工事及び軽油等の領収書)

注1: (略)
注2: 「労務提供に係る人件費相当額分」には、取組者本人のみに係る額を記入する。また、「日当等支払分」には雇用した五
のみに係る額を記入する。
注3: 注4: (略)
注5: 汛期にあつては「③ > 50%の場合 ①-②を入力」「③ > 1/3の場合 ①-②を入力」と、「③ ≤
5.0%の場合 ① × 1/2を入力」を「③ ≤ 1/3の場合 ① × 2/3を入力」とする。

(添付様式11-1-2)

作成年月日:
取組主体名:

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(重機を用いて行う等の再生作業)

- 実施期間 _____
- 地区名 _____
- ほ場番号 _____
- 所在地 _____
- 対象農地面積 _____ a (うち土壌改良 _____ a)
- 再生作業に要した費用 _____

項目	種類、数量、価格など	支出額(円)	備考
資材費			
機械経費 (リース代等)			
工事雑費 (保険料等)			
委託料等			
労務費			
うち日当等 支払分			
合計			
①のうち労務提供に係る人件費相当額			
② ÷ ① × 100			(%)
④ 交付額 ③ > 50%の場合 ①-②を入力 (国費) ③ ≤ 50%の場合 ① × 1/2を入力			
イ. 土壌改良			⑤(事業費) ⑥(国費)
事業費計(①+⑤)			
交付額(国費)計(④+⑥)			

別添資料 1. 作業写真整理帳
2. 再生作業参加者名簿
3. 領収書整理帳

注1: (略)
注2: 「労務費」には、日当等支払分のほか、労務提供に係る人件費相当額を含めて記入することができる。
注3: 注4: (略)
(新設)

(添付様式11-3)

作成年月日：
取組主体名：

平成〇〇年度 営農定着(〇〇〇)実績報告書

1~6. (略)

注1・注：2 (略)

注3：本様式は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)、耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)毎に別業として作成し、箇条の〇〇〇に型名を記載する。

(添付様式11-3)

作成年月日：
取組主体名：

平成〇〇年度 営農定着実績報告書

1~6. (略)

注1・注：2 (略)
(新設)

(添付様式12-1-1)

作成年月日：
〇〇地蔵耕作放棄地対策協議会

平成〇〇年度 再生作業(〇〇〇)実績報告書(定額)

(略)

注1～注4: (略)

注5: 本機式は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)、耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)毎に別葉として作成し、欄頭の〇〇〇に型名を記載する。

(添付様式12-1-1)

作成年月日：
〇〇地蔵耕作放棄地対策協議会

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(定額)

(略)

注1～注4: (略)

(補記)

作成年月日:
〇〇年度再生作業推進委員会

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(重機を用いて行う等の再生作業)

地区番号	地区名	所在地 地名	社会資本 延床面積 (a)	7. 地盤補修 等の実施 状況				実施期間 (月日)	重機 台数 等	重機 台数 等 の内 容	費用 計 (万円)	費用 の内 容	実働 日数 (日)	現場 備考	単位 /日
				項目	延床面積 に対する 割合	延床面積 に対する 割合	延床面積 に対する 割合								
合計															

別添資料
全地区の作業写真整理帳(添付様式11-1別添1)
注1:(略)
注2:(略)

作成年月日:
〇〇年度再生作業推進委員会

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(重機を用いて行う等の再生作業)

地区番号	地区名	所在地 地名	社会資本 延床面積 (a)	7. 地盤補修 等の実施 状況				実施期間 (月日)	重機 台数 等	重機 台数 等 の内 容	費用 計 (万円)	費用 の内 容	実働 日数 (日)	現場 備考	単位 /日
				項目	延床面積 に対する 割合	延床面積 に対する 割合	延床面積 に対する 割合								
合計															

別添資料
全地区の作業写真整理帳(添付様式11-1別添1)
注1:(略)
注2:(略)
注3:(略)

(添付様式12-2)

作成年月日:
〇〇年〇月〇日

平成〇〇年度 土壤改良(〇〇〇)実績報告書

地区名	区番号	所在地	対象農地面積(a)	自己助成			交付額(円)	うち助成金	実施期間(実施年月日)	作業内容	取組主体	現地確認年月日	備考
				田	畑	地							
合計			0	0	0	0	0	0					

別添資料

全地区の作業写真整理帳(添付様式11-1別添1)

注1: 地域協議会又はその会員が取組の主体となった場合(実施要綱別紙3の4の場合)は、添付様式11-2「土壤改良(〇〇〇)実績報告書」と同様の記述を別途作成し、地域協議会において保管するものとする。

注2: 「地目」には、「対象農地面積」及び「自己助成力による正生面積」について、その内訳を記入する

注3: 「自己助成力による正生面積」は、「対象農地面積」のうち、正生作業を自助努力・他事業等により実施した面積を記入する。

注4: (略)

注5: 本様式は、耕作放棄地正生利用交付金(一般型)、耕作放棄地正生利用交付金(被災者支援型)毎に別添として作成し、種類の〇〇〇に型番を記載する。

(添付様式12-2)

作成年月日:
〇〇年〇月〇日

平成〇〇年度 土壤改良(2年目)実績報告書

地区名	区番号	所在地	対象農地面積(a)	自己助成			交付額(円)	うち助成金	実施期間(実施年月日)	作業内容	取組主体	現地確認年月日	備考
				田	畑	地							
合計			0	0	0	0	0	0					

別添資料

全地区の作業写真整理帳(添付様式11-1別添1)

注1: 地域協議会又はその会員が取組の主体となった場合(実施要綱別紙3の4の場合)は、添付様式11-2「土壤改良(2年目)実績報告書」と同様の記述を別途作成し、地域協議会において保管するものとする。

注2: 「地目」には、「対象農地面積」及び「自己助成力による正生面積」について、その内訳を記入する

注3: 「自己助成力による正生面積」は、「対象農地面積」のうち、1年目の正生作業における自己助成力・他事業等により実施した面積を記入する。

注4: (略)

注5: (新設)

(添付様式12-2)

作成年月日:
〇〇年度第〇期第〇回臨時株主総会

平成〇〇年度 営農定着(〇〇〇)実績報告書

地区名	区番号	所在地	対象農地面積 (a)	うち自力による 再生面積 (a)		うち 助成 金 (円)	交付額 (円)	うち 助成 金 (円)	実施期間 (平成〇〇年〇月)	作業内容	取組主体	現地確認 年月日	備考
				田	畑								
合計													

別添資料

全地区の作業写真整理帳(添付様式11-1別添1)

【施行注意】

注1: (略)

注2: 『地目』には、「対象農地面積」及び「自力再生面積」について、その内訳を記入する。

注3: 『自力再生面積』には、「対象農地面積」のうち、再生位置を自助努力・他事業等により完成した面積を記入する。

注4: (略)

注5: 本様式は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型、耕作放棄地再生利用交付金(採択者支援型))並に別添として作成し、開示の〇〇〇に署名を記載する。

(添付様式12-3)

作成年月日:
〇〇年度第〇期第〇回臨時株主総会

平成〇〇年度 営農定着実績報告書

地区名	区番号	所在地	対象農地面積 (a)	うち自力による 再生面積 (a)		うち 助成 金 (円)	交付額 (円)	うち 助成 金 (円)	実施期間 (平成〇〇年〇月)	作業内容	取組主体	現地確認 年月日	備考
				田	畑								
合計													

別添資料

全地区の作業写真整理帳(添付様式11-1別添1)

【施行注意】

注1: (略)

注2: 『地目』には、「対象農地面積」及び「自力再生面積」について、その内訳を記入する。

注3: 『自力再生面積』には、「対象農地面積」のうち、再生位置を自助努力・他事業等により完成した面積を記入する。

注4: (略)

【開示】

(添付様式12-4)

作成年月日：
〇〇地域耕作放棄地対策協議会

平成〇〇年度 施設等補完整備(〇〇〇)実績報告書

(略)

注1: (略)

注2: 本様式は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)、耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)毎に別表として作成し、標題の〇〇〇に型名を記載する。

(添付様式12-4)

作成年月日：
〇〇地域耕作放棄地対策協議会

平成〇〇年度 施設等補完整備実績報告書

(略)

注: (略)
(新設)

(添付様式12-5)

作成年月日:

〇〇地域耕作放棄地対策協議会

平成〇〇年度 経営展開(〇〇〇)実績報告書

(略)

注1・注2: (略)

注3: 本様式は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)、耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)毎に別表として作成し、欄頭の〇〇〇に型名を記載する。

(添付様式12-5)

作成年月日:

〇〇地域耕作放棄地対策協議会

平成〇〇年度 経営展開実績報告書

(略)

注1・注2: (略)

(新設)

(添付様式13-1-1)

作成年月日:

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会

平成〇〇年度 再生作業(〇〇〇)実績報告書(定額)

(略)

注1: (略)

注2: 本様式は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)、耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)毎に別表として作成し、標題の〇〇〇に型名を記載する。

(添付様式13-1-1)

作成年月日:

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会

平成〇〇年度 再生作業実績報告書(定額)

(略)

注(略)

(新設)

作成年月日：
〇〇都道府県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

平成〇〇年度 営農定着(〇〇〇)実績報告書

地域協議会名	地区名	対象農地面積 (a)	項目		交付額 (百円)	支払助成金	実績期間 (実績年月日)	作業内容	取組主体	備考
			田	畑						
小計			0	0	0	0				
小計			0	0	0	0				
小計			0	0	0	0				
合計			0	0	0	0				

別添資料
全地区の作業写真整理帳(添付様式11-1別添1)
注：本様式は、耕作放棄地発生利用交付金(一般型)、耕作放棄地発生利用交付金(標準型支援型)、単に別添として作成し、農園の〇〇〇
に型名を記載する。

作成年月日：
〇〇都道府県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

平成〇〇年度 営農定着実績報告書

地域協議会名	地区名	対象農地面積 (a)	項目		交付額 (百円)	支払助成金	実績期間 (実績年月日)	作業内容	取組主体	備考
			田	畑						
小計			0	0	0	0				
小計			0	0	0	0				
小計			0	0	0	0				
合計			0	0	0	0				

別添資料
全地区の作業写真整理帳(添付様式11-1別添1)
注：本様式は、耕作放棄地発生利用交付金(一般型)

(添付様式13-4)

作成年月日:

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会

平成〇〇年度 施設等補完整備(〇〇〇)実績報告書

3

(略)

注: 本様式は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)、耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)毎に別表として作成し、標題の〇〇〇に型名を記載する。

(添付様式13-4)

作成年月日:

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会

平成〇〇年度 施設等補完整備実績報告書

(新設)

(添付様式13-5)

作成年月日：
〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会

平成〇〇年度 経営展開(〇〇〇)実績報告書

(略)

注：本様式は、耕作放棄地再生利用交付金（一般型）、耕作放棄地再生利用交付金（被災者支援型）毎に別業として作成し、標題の〇〇〇に型名を記載する。

(添付様式13-5)

作成年月日：
〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会

平成〇〇年度 経営展開実績報告書

(新設)

(参考様式第15-1号)

〔各地方農政局長
農林水産省農村振興局長 殿
沖繩総合事務局長〕

番 年 月 日

番 年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長 印

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長 印

平成〇〇年度 耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金交付決定前着手届

平成〇〇年度 耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金交付決定前着手届

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第5の4に基づき、交付金交付決定前着手について下記のとおり提出する。

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第5の4に基づき、交付金交付決定前着手について下記のとおり提出する。

記

1～5 (略)

1～5 (略)

注1・注2: (略)

注1・注2: (略)

注3: 3及び4は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)と耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)を区分して記入する。

(新設)

(参考様式第15-2号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長 殿

〇〇地域耕作放棄地対策協議会長
氏 名 印

平成〇〇年度 耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金交付決定前着手届

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第5の4に基づき、交付金交付決定前着手について下記のとおり提出する。

記

1～5 (略)

注1・注2: (略)

注3: 3及び4は、耕作放棄地再生利用交付金(一般型)と耕作放棄地再生利用交付金(被災者支援型)を区分して記入する。

(参考様式第15-2号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県耕作放棄地対策協議会長 殿

〇〇地域耕作放棄地対策協議会長
氏 名 印

平成〇〇年度 耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金交付決定前着手届

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)第5の4に基づき、交付金交付決定前着手について下記のとおり提出する。

記

1～5 (略)

注1・注2: (略)

(新設)

(添付様式16)

策定年月日:

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実施計画

1. (略)

項目	コーデイネーター・アドバイザー等の設置計画の概要
農地利用調整を担うコーデイネーター	
引き受け手候補者に対するアドバイザー	
その他の取り組み	

3. 引き受け手確保の取り組みの概要

項目	計画の概要
引き受け手候補者を対象とした説明会の開催等	
引き受け手候補者を対象とした情報ネットワーク構築等	
引き受け手候補者を対象としたワンストップ窓口設置等	

4. 都道府県協議会又はその会員による既往の活動実績

活動区分	主な活動内容
都道府県域を越えた荒廃農地の引き受け手募集等の実績	
市町村域を越えた荒廃農地の引き受け手募集等の実績	
(平成〇年度)	
活動区分	主な活動内容
都道府県域を越えた荒廃農地の引き受け手募集等の実績	
市町村域を越えた荒廃農地の引き受け手募集等の実績	
(平成〇年度)	

5. (略)

(添付様式16)

策定年月日:

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実施計画

1. (略)

項目	コーデイネーター・アドバイザー等の設置計画の概要
農地利用調整を担うコーデイネーター	
引き受け手候補者に対するアドバイザー	
その他の取り組み	

3. 引き受け手確保の取り組みの概要

項目	計画の概要
引き受け手候補者を対象とした説明会の開催等	
引き受け手候補者を対象とした情報ネットワーク構築等	
引き受け手候補者を対象としたワンストップ窓口設置等	

4. 都道府県協議会又はその会員による既往の活動実績

活動区分	主な活動内容
都道府県域を越えた荒廃農地の引き受け手募集等の実績	
市町村域を越えた荒廃農地の引き受け手募集等の実績	
(平成22年度)	
活動区分	主な活動内容
都道府県域を越えた荒廃農地の引き受け手募集等の実績	
市町村域を越えた荒廃農地の引き受け手募集等の実績	
(平成22年度)	

5. (略)

(添付様式17)

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実績報告

1. 概要

事業項目	金額(円)	備考
(1) 引受け手候補者に対する説明会の開催及び情報ネットワークの構築		
(2) 引受け手候補者参入のためのワンストップ相談窓口の設置		
(3) 受入候補地の詳細調査・受入条件の整理		
(4) 市町村等が行う農家間の調整や農地の利用集積等に関する指導助言		
(5) 都道府県域を越えて行う農地利用調整活動		
(6) その他本取組に必要な事務		
合計	(うち国費:)	

注1・注2: (略)

2. 詳細

- (1) 引受け手候補者に対する説明会の開催及び情報ネットワークの構築
 ① 引受け手候補者に対する説明会

時期	内容	備考

② (略)

- (2) 引受け手候補者参入のためのワンストップ相談窓口の設置

時期	内容	相談件数	備考

(3)～(6) (略)

〇〇都道府県再生利用活動附帯事業(広域利用調整)の実績報告

1. 概要

事業項目	金額(円)	備考
(1) 引受け手候補者に対する説明会の開催及び情報ネットワークの構築		
(2) 引受け手候補者参入のためのワンストップ相談窓口の設置		
(3) 受入候補地の詳細調査・受入条件の整理		
(4) 市町村等が行う農家間の調整や農地の利用集積等に関する指導助言		
(5) 都道府県域を越えて行う農地利用調整活動		
(6) その他本取組に必要な事務		
合計	(うち国費:)	

注1・注2: (略)

2. 詳細

- (1) 引受け手候補者に対する説明会の開催及び情報ネットワークの構築
 ① 引受け手候補者に対する説明会

時期	内容	備考

② (略)

- (2) 引受け手候補者参入のためのワンストップ相談窓口の設置

時期	内容	相談件数	備考

(3)～(6) (略)

(添付様式18)

調査年月日：
調査実施年度：
調査実施地区名：

再生農地耕作状況報告書

地区名 (市町 番号)	所在地 字	農地の 形状	土地所有 者名	再生農地 面積 (ha)	地目		交付金 (国庫) (円)	再生農地 耕作完了 日(作付 日)	耕作の遅 延理由 (年月日)	耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	備考	
					田	畑													

(添付様式18)

調査年月日：
調査実施年度：
調査実施地区名：

再生農地耕作状況報告書

地区名 市町 番号	所在地	交付金 面積 (ha)	地目		耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	備考	
			田	畑								

上記表で不完全な再生農地

地区名 市町 番号	所在地 字	農地の 形状	土地所有 者名	再生農地 面積 (ha)	地目		耕作完了 日(年月 日)	耕作完了 日(年月 日)	備考
					田	畑			

地区別の耕作完了日未確定農地を調査対象とし、調査対象外の農地は耕作完了日未確定農地として報告する。
耕作完了日未確定農地は、耕作完了日未確定農地の耕作完了日未確定農地として報告する。
耕作完了日未確定農地は、耕作完了日未確定農地の耕作完了日未確定農地として報告する。

注1: 耕作完了日未確定農地は、耕作完了日未確定農地として報告する。
注2: 耕作完了日未確定農地は、耕作完了日未確定農地として報告する。

